

第3章 様式例

- 1 新規・再登録申請に関する書類
- 2 変更届・廃止届
- 3 作成及び管理が必要な帳簿書類

1 新規・再登録申請に関する書類

新規登録又は再登録を申請する場合、「事業登録申請のてびき（建築物排水管清掃業）」（P.103～110）を確認し登録要件を満たしていることを確認した後、申請書（P.96～102）を作成し、必要な書類を添付して提出してください。

また、「作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法」については、てびき内に掲載された作成例（P.106～109）を参照して作成してください。

2 変更届・廃止届

申請内容に変更が生じた場合は変更届（P.111）を作成し、必要な書類を添付して提出してください。また、事業登録を廃止する場合は、廃止届（P.113）を作成し、登録証明書の原本を添付して提出してください。

3 作成及び管理が必要な帳簿書類

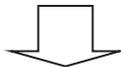
営業所に備えておく帳簿書類の様式例を掲載（P.115～117）していますので、参考にしてください。

◎ 申請書、変更届、廃止届及び帳簿書類^{*}の様式は、当課ホームページからダウンロードできます。

※ 「機器管理台帳」「排水管清掃作業従事者研修実施記録」

「建築物監視指導課のページ（東京都の事業登録制度）」
https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/touroku/

検索サイトで「東京都の事業登録制度」を検索



「新規申請・再登録申請」「変更届・廃止届」「帳簿書類の様式例」



それぞれのページで様式がダウンロードできます。

保存期間		常1年	保存期間満了後の措置		廃棄	分類記号	G020000		引継ぎ	
健 研 建 登 第 号					処 理 経 過	施 行	年 月 日			
浄 書	浄書照合	公印照合・押印		回付・施行上の注意		決 定	年 月 日			
						起 案	年 月 日			
						収 受	年 月 日			
あて先					発信者名	知 事		発 送		
課	決定権者 (課長)	審 査 (文書取扱主任)	審 議 (課長代理)		起案	健康安全研究センター		起 案 者		
						広 域 監 視 部				
						建 築 物 監 視 指 導 課				
次のとおり申請があったので調査したところ、調査復命書のとおりであるので、案により登録証明書を交付する。										

年 月 日

東京都知事殿
郵便番号
住 所
申 請 者
氏 名

電 話 ()
(法人の場合は、その名称、所在地、代表者の氏名)

建築物排水管清掃業登録申請書

下記のとおり建築物排水管清掃業の登録を受けたいので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により申請します。

記

1 営業所の名称 電 話 ()

2 営業所の所在地 郵便番号

3 営業所の責任者氏名

4 添付書類
 (1) 排水管清掃作業監督者の資格を証する書類
 (2) 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
 (3) 法人の場合は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

収 受 印	料金収納印	番 号 ・ 区 別		処 理 経 過			
		新・再 の区分	新 ・ 再	膳 照 本 合		登 録 入 力	
		登 録 番 号		収 受 入 力		登 録 簿	
				収 受 簿		通 知 送 付	

排水管清掃作業監督者

(太枠内のみ記入してください)

氏名				生年月日	年 月 日		
	排水管清掃作業監督者講習会修了者		番 号				
最初の資格 (該当に○)	建築物環境衛生管理技術者		取得年月日	. .			
講習記録 直近の	監督者講習 修了証番号	排再第 号	照合	排再第 号	照合	有効期限	. .
	取得年月日			

氏名				生年月日	年 月 日		
	排水管清掃作業監督者講習会修了者		番 号				
最初の資格 (該当に○)	建築物環境衛生管理技術者		取得年月日	. .			
講習記録 直近の	監督者講習 修了証番号	排再第 号	照合	排再第 号	照合	有効期限	. .
	取得年月日			

氏名				生年月日	年 月 日		
	排水管清掃作業監督者講習会修了者		番 号				
最初の資格 (該当に○)	建築物環境衛生管理技術者		取得年月日	. .			
講習記録 直近の	監督者講習 修了証番号	排再第 号	照合	排再第 号	照合	有効期限	. .
	取得年月日			

氏名				生年月日	年 月 日		
	排水管清掃作業監督者講習会修了者		番 号				
最初の資格 (該当に○)	建築物環境衛生管理技術者		取得年月日	. .			
講習記録 直近の	監督者講習 修了証番号	排再第 号	照合	排再第 号	照合	有効期限	. .
	取得年月日			

機械器具等設備の概要

機械器具名	名 称 ・ 型 式	台 数	購入年月日
内視鏡			
高圧洗浄機 高圧ホース 洗浄ノズル			
ワイヤ式管清掃機			
空圧式管清掃機			
排水ポンプ			

営 業 所 名 称		営 業 所 所 在 地	
--------------	--	----------------	--

登録を受けている他事業の登録番号

東京都	第	号	東京都	第	号	東京都	第	号
東京都	第	号	東京都	第	号	東京都	第	号

営業所付近の見取図

ビル名称		階 数	
線	駅より	徒歩 バス	分又は 行 下車、徒歩 分

保管庫の見取図

保管庫の所在地			
線	駅より	徒歩 バス	分又は 行 下車、徒歩 分
保管庫付近の見取図、保管庫の建物内の平面図、保管庫内の器具の配置図			

営業所		営業所	
名 称		所 在 地	

作業実施方法等（例）

年 月 日現在

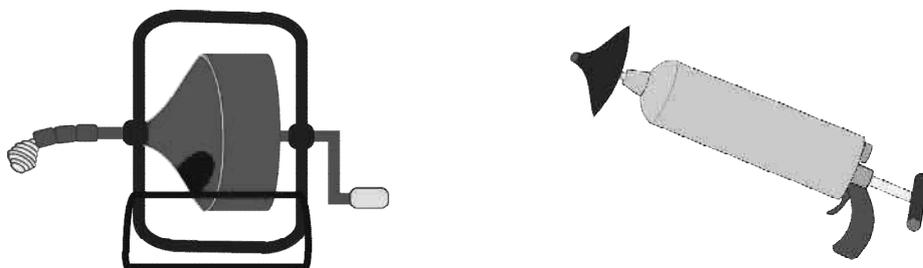
作業班	監督者等	使用する機械器具
作業班編成		
作業手順		

作業実施方法等（例）

年 月 日現在

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
苦情及び緊急の連絡に対する体制

事業登録申請のてびき (建築物排水管清掃業)



東京都健康安全研究センター
広域監視部建築物監視指導課
建築物衛生担当

〒169-0073 東京都新宿区百人町三丁目24番1号
電話 03(5937)1058
FAX 03(5937)1099

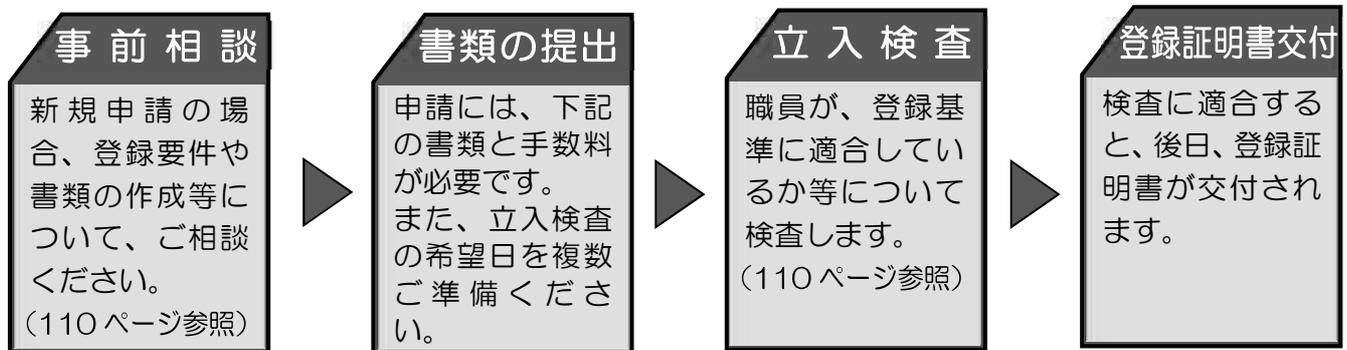
建築物事業登録制度について

建築物事業登録制度とは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定され、ビルメンテナンスに関する業務（全8業種）を行う者（営業所[※]）が一定の要件を満たしている場合、都道府県知事の登録を受けることができる制度です。

本制度は、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質の向上を目的としたものであり、その業務に一定の制限を加えるものではありませんので、事業登録を受けなくても営業することは可能です。

※：営業所とは、客観的に見て営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて単独で契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているところです。

事業登録の手続き



申請時に必要な書類

- 建築物排水管清掃業登録申請書 一式
 - ❖ 第6号様式、第6号-2~5様式
〔健康安全研究センターのホームページにも掲載しておりますので、御参照ください。
https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/touroku/shinsei/haisuikan/〕
 - ❖ 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面（106ページ「3 その他の要件」を御参照ください。）
- 排水管清掃作業監督者の資格を証する書類（原本提示）
（資格については、105ページを御参照ください。）
- 履歴事項全部証明書（法人の場合のみ。原本提出。発行3ヶ月以内のもの。）
- 申請手数料 40,000円（現金）

建築物排水管清掃業登録基準

事業登録を受けるには、以下の物的要件、人的要件、その他の要件について、すべて満たしている必要があります。

1 物的要件

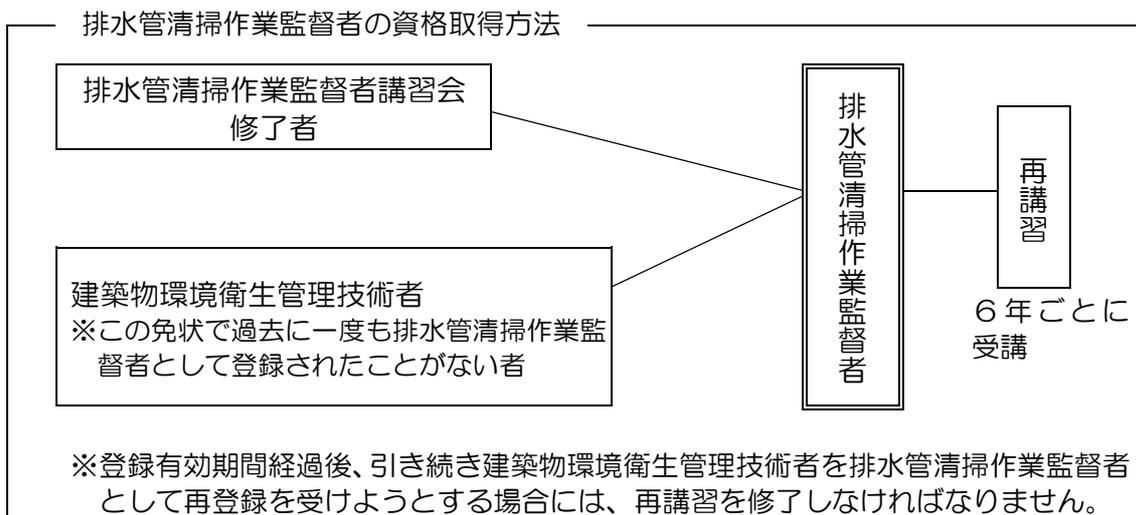
次の機械器具及び保管庫を所有していること（下図参照）。

機 械 器 具	保 管 庫
(1) 内視鏡（写真を撮影することができるもの、ケーブルの長さが1.5m程度以上のもの） (2) 高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル (3) ワイヤ式管清掃機 (4) 空圧式管清掃機 (5) 排水ポンプ 注 これらの機械器具は排水管清掃専用のものでなければなりません。	機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫 ・機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。 ・機械器具等を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。 ・機械器具を保管するのに適切な規模であること。 ・独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。 ・保管庫は施錠できること。

(注) 物的要件は、営業所ごとに常備されていること。また、原則として借入れは認められません。同一の機械器具で、2つ以上の事業の登録を受ける、または、2カ所以上の営業所の登録を受けることはできません（共用できません）。

2 人的要件

(1) 「排水管清掃作業監督者」がいること。



(注) 「排水管清掃作業監督者」は、他の登録営業所の同監督者として登録はできません（兼任できません。）。また、他の登録業種（清掃業、空気環境測定業、空気調和用ダクト清掃業、飲料水水質検査業、ねずみ昆虫等防除業、環境衛生総合管理業）の有資格者としての登録もできません（兼任できません。）。さらに、特定建築物に選任される建築物環境衛生管理技術者（ビル管理技術者）との兼任も認められていません。

(2) 排水管清掃作業従事者は研修を修了していること。

排水管清掃作業従事者の研修について

- 実施主体・・・事業者、又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるもの
- 研修内容・・・排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。研修内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたもの
- 指導者の要件・・・排水管清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の科目について十分な知識、技能を有する者
- 研修の頻度・・・作業に従事する者全員が年間7時間以上受けられること
(回数を分けて実施してもよい)

(注) 新規登録申請の場合には、過去1年間に従事者研修を実施していること、及び今後1年間の計画を立てることが必要です。

3 その他の要件(作業実施方法等)

作業方法や機械器具等の維持管理方法が厚生労働省告示第117号に示す項目にすべて合致していること。(以下の作成例参照)

【その他の要件(作業実施方法等)の作成例】

(排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具
その他の設備の維持管理の方法を記載した書面)

「作業実施方法等」は、厚生労働省告示第117号の内容(◎で表記)を含めて作成してください。ただし、告示の文言を必ず含んだ上、点線で示す部分には貴営業所の具体的な作業実施方法も記載する必要があります。その他、注意事項等を(ポイント)に示してありますので、参考にしてください。なお、同様の内容を含んでいれば、既存の貴営業所のマニュアル等でも構いません。

作業実施方法等

会社名 _____

I 作業班編成

作業班名	監督者	使用する機械器具

(ポイント)

登録されている監督者を含めてください。1班体制でも構いません。

(例 1)

作業班名	監督者	使用する機械器具
1 班	建築 太郎	高圧洗浄機、高圧ホース、洗浄ノズル 等
2 班	建物 花子	ワイヤ式管清掃機、空圧式管清掃機 等

(例 2)

作業班名	監督者	使用する機械器具
山田班	山田 琵琶留男	高圧洗浄機、内視鏡、排水ポンプ 等
鈴木班	鈴木 美留子	高圧洗浄機、内視鏡、排水ポンプ 等
高橋班	高橋 尾瑠人	高圧洗浄機、内視鏡、排水ポンプ 等

II 作業手順

1 作業工程（排水管清掃の効果の確認方法に関する事項を含む）

◎（告示第 117 号 第六の一）

排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行う。

◎（告示第 117 号 第六の二）

排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認する。

◎（告示第 117 号 第六の三）

敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずる。

◎（告示第 117 号 第六の四）

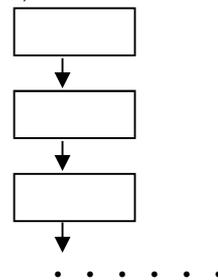
排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認する。

具体的な作業工程

(例 1)

- 1) ○○○
- 2) ○○○
- 3) ○○○
- 4)

(例 2)



ポイント

排水管清掃作業について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください（点線内）。

2 機械器具等の点検の方法

◎（告示第 117 号 第六の五）

排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。

具体的な点検方法

ポイント

点検頻度も記述してください。

3 保管庫の管理責任者の氏名

管理責任者氏名 ○ ○ ○ ○

ポイント

監督者である必要はありません。

4 作業報告作成の手順

具体的な作成手順

ポイント

清掃作業後の報告書の作成手順及び報告書の記載内容を、具体的に記述してください。

(例) 清掃作業終了後、次の内容を含む報告書を作成し、発注者に提出する。

- ・設備等点検診断結果書
- ・作業内容
- ・監督者名等
- ・作業後の漏水等点検結果
- ・清掃前後の排水管内部の写真

この際、控えを作成し保存する。

Ⅲ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

◎ (告示第 117 号 第六の六)

排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示 117 号第六の一から五までに掲げる要件を満たしていることを常時把握する。

(業務を委託しない場合)

(例) 自社にて実施するので委託はなし。

(業務を委託する場合)

(例) 基本的に自社にて実施する。ただし、以下のとおり委託する場合がある。

- 1 委託を受ける者の氏名等

- (1) 委託を受ける者の氏名（法人にあっては名称）：〇〇株式会社
 - (2) 委託をする業務の範囲：排水管清掃作業全般、等
 - (3) 業務を委託する期間：1年間、繁忙期のみスポット契約 等
- 2 建築物の所有者等への通知の方法
建築物の所有者に対して、事前に文書をもって通知する
 - 3 業務の実施状況の把握方法
実施報告書の確認及び当社の監督者の立会いを実施する

ポイント

「委託はなし。」と書かれていても、実際には委託されている場合が見受けられます。少しでも委託する可能性があるなら、委託する場合の書き方で記述してください。

作業員の一部が、協力会社から参加する場合は委託ではありません。

2について：1の(1)～(3)を、建築物の維持管理について権原を有する者に、事前に通知する方法を記述してください。

3について：委託を受ける者も、告示第117号第六の一から五に掲げる要件を満たしている作業方法で行わなくてはなりません。作業が実施されていることを把握する方法を記述してください。

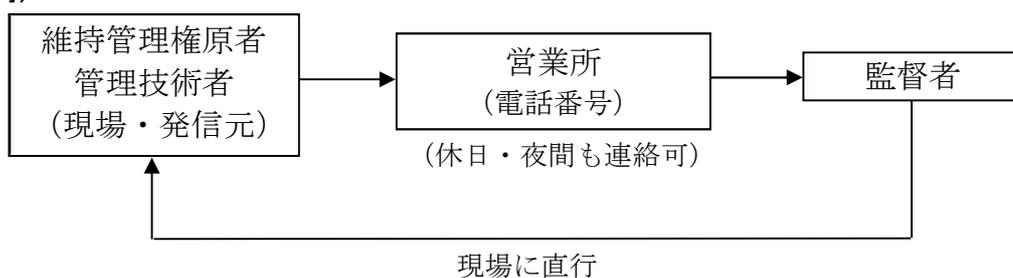
IV 苦情及び緊急の連絡に対する体制

◎（告示第117号 第六の七）

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備する。

具体的な連絡体制等

(例)



ポイント

迅速に対応する体制がとられているかを確認するものなので、簡潔に図などで示してください。最後に発信元に戻る体制にしてください。

個人の携帯電話の番号は記載しないでください。

平日と休日・夜間で連絡先が異なる場合は、その連絡先もご記載ください。

立入検査の内容

1 機械器具の整備・維持管理状況

登録に必要な機械器具について、型番の確認及び機器により動作確認をする場合があります。また、保管庫への収納状況も確認しますので、検査当日は必ず全台数を御用意ください。

2 帳簿書類の整備状況

機器管理台帳*、従事者研修記録*及び資料（テキスト等）、清掃作業実施報告書

（注）*印のある書類は、健康安全研究センターのホームページに様式例を掲載しておりますので、御参照ください。

https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/touroku/youshikirei/

★ 検査に際してのお願い

検査当日は、監督者（複数いる場合は、その内の1名）が、必ず立ち会うようにしてください。

事業登録の表示

登録を受けた営業所は、登録業者である旨の表示を行うことができますが、登録を受けずに法に定める表示または類似する表示を行うことはできません。

事業登録の表示を行う場合は、次のことにご注意ください。

（登録の表示）

良い例 東京都事業登録建築物排水管清掃業、東京都〇〇排第〇〇〇号

悪い例 東京都知事認可排水管清掃業、東京都知事指定業者 など

関係機関

事項	実施機関	所在地	電話
監督者講習会 同 再講習会	公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター	千代田区大手町1-6-1 大手町ビル7階743区	03(3214)4624
従事者研修	一般社団法人全国管洗浄協会	港区新橋5-10-6	03(6432)4530

相談・申請窓口

受付時間: 相談 平日9時～17時
申請 平日9時～16時

名称	所在地	電話
東京都健康安全研究センター 広域監視部建築物監視指導課 建築物衛生担当	新宿区百人町3-24-1 東京都健康安全研究センター 本館2階	03(5937)1058 (ダイヤル)

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所 〒

氏名

電話 ()

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録変更届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に関し、下記のとおり変更しましたので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称

2 営業所の所在地 〒 東京都

電話 ()

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業

4 登録番号 東京都 第 号

5 変更事項

旧

新

6 変更年月日 年 月 日

- 添付書類
 - ・営業所、機械器具保管庫及び検査室の所在地の変更の場合は、その案内図
 - ・機械器具保管庫及び検査室の構造設備の変更の場合は、その建物内の平面図及び機械器具等の配置図
- 持参書類(コピー不可、確認後に返却します。)
 - ・監督者等の変更の場合は、資格を証する書類
 - ・法人の名称、所在地及び代表者の変更の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

収 受 印	処 理 経 過	
	謄本照合	
	入 力	
	登 録 簿	

記入例

第9号様式

〇〇年 〇〇月 〇〇日

東京都知事 殿

届出年月日を記入してください。

申請者 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

電話 〇3 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録変更届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に関し、下記のとおり変更しましたので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 営業所名称 株式会社〇〇〇〇 大久保営業所
- 2 営業所の所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都新宿区百人町〇丁目〇番〇号
電話 〇3 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
- 3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・
飲料水貯水槽清掃業・**排水管清掃業**・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業
- 4 登録番号 東京都 〇〇 排 第 〇〇〇 号
- 5 変更事項 **【変更事項について記入してください(例:申請者代表者の変更)】**
旧 **【変更前について記入してください】**
新 **【変更後について記入してください】**
- 6 変更年月日 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

該当の登録区分を〇で囲んでください。

変更した年月日を記入してください。

○ 添付書類

- ・営業所、機械器具保管庫及び検査室の所在地の変更の場合は、その案内図
- ・機械器具保管庫及び検査室の構造設備の変更の場合は、その建物内の平面図及び機械器具等の配置図
- 持参書類(コピー不可、確認後に返却します。)
- ・監督者等の変更の場合は、資格を証する書類
- ・法人の名称、所在地及び代表者の変更の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

収 受 印	処 理 経 過	
詳細はP.89参照	謄本照合	
	入 力	
	登 録 簿	

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所 〒

氏名

電話 ()

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録廃止届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に係る事業を廃止しましたので、同法施行規則第33条の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称

2 営業所の所在地 〒 東京都

電話 ()

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業

4 登録番号 東京都 第 号

5 廃止年月日 年 月 日

添付書類

・登録証明書

収 受 印	処 理 経 過	
	台 帳	
	入 力	
	登 録 簿	

記入例

第10号様式

〇〇年 〇〇月 〇〇日

東京都知事 殿

届出年月日を記入してください。

申請者 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

電話 〇3 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録廃止届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に係る事業を廃止しましたので、同法施行規則第33条の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称 株式会社〇〇〇〇 大久保営業所

2 営業所の所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都新宿区百人町〇丁目〇番〇号

電話 〇3 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

該当の登録区分を○で
囲んでください。

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・
飲料水貯水槽清掃業・**排水管清掃業**・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業

4 登録番号 東京都 〇〇 排 第 〇〇〇 号

5 廃止年月日 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

廃止した年月日を記入してください。

添付書類

・登録証明書

登録証明書を添付してください。

収 受 印	処 理 経 過	
	台 帳	
	入 力	
	登 録 簿	

機 器 管 理 台 帳

年 月 日作成

一般名称		整 理 番 号	
商 品 名		購 入 年 月 日	年 月 日
型 式		製 造 番 号	
製 造 元		購 入 価 格	
購 入 先	TEL ()		
性 能 等	<付属部品>		
保 守 ・ 点 検 等 管 理 状 況			
年 月 日	内 容	担 当 者	
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

排水管清掃作業従事者研修実施記録表(例)

年 第 回

対象者： 研修1年目の従事者

研 修 日 時 (年間7時間以上を確保)	年 月 日 : ~ :	場 所	
指 導 者	氏名及び資格 (団体名)		
内 容 右記項目中で実施した ものには○印をつける 研修に使用した資料は 添付する	(1) 清掃作業に用いる機械器具の使用 方法 ア 点検診断・検査 イ 清掃実務		備 考 テキスト名 ()
	(2) 清掃作業の安全と衛生		
	(3) その他 ア 建築物の環境衛生行政 イ 作業従事者の責任と任務 ウ 排水設備概論		
参 加 従 事 者 氏 名			
欠 席 従 事 者 氏 名			月 日 補講済
営 業 所 責 任 者	(氏 名)		印

排水管清掃作業従事者研修実施記録表(例)

年 第 回

対象者： 研修2年目以降の従事者

研 修 日 時 (年間7時間以上を確保)	年 月 日 : ~ :	場 所	
指 導 者	氏名及び資格 (団体名)		
内 容 (1)及び(2)の科目は必修とし、(3)の科目は選択とする。 右記項目中で実施したのものには○印をつける 研修に使用した資料は添付する	(1) 清掃作業に用いる機械器具の使用方法 ア 点検診断・検査 イ 清掃実務	備 考 テキスト名 ()	
	(2) 清掃作業の安全と衛生		
	(3) その他 ア 建築物の環境衛生行政 イ 作業従事者の責任と任務 ウ 排水設備概論 エ 排水槽及びグリース阻集器の清掃方法概論 オ 業務管理一般論		
参 加 従 事 者 氏 名			
欠 席 従 事 者 氏 名			月 日 補講済
営 業 所 責 任 者	(氏 名)		印

窓口・問合せ先

建築物事業登録に関する窓口・問合せ先

東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課建築物衛生担当

所在地：〒169-0073

新宿区百人町3-24-1 東京都健康安全研究センター 本館2階

電話：03-5937-1058 (直通)

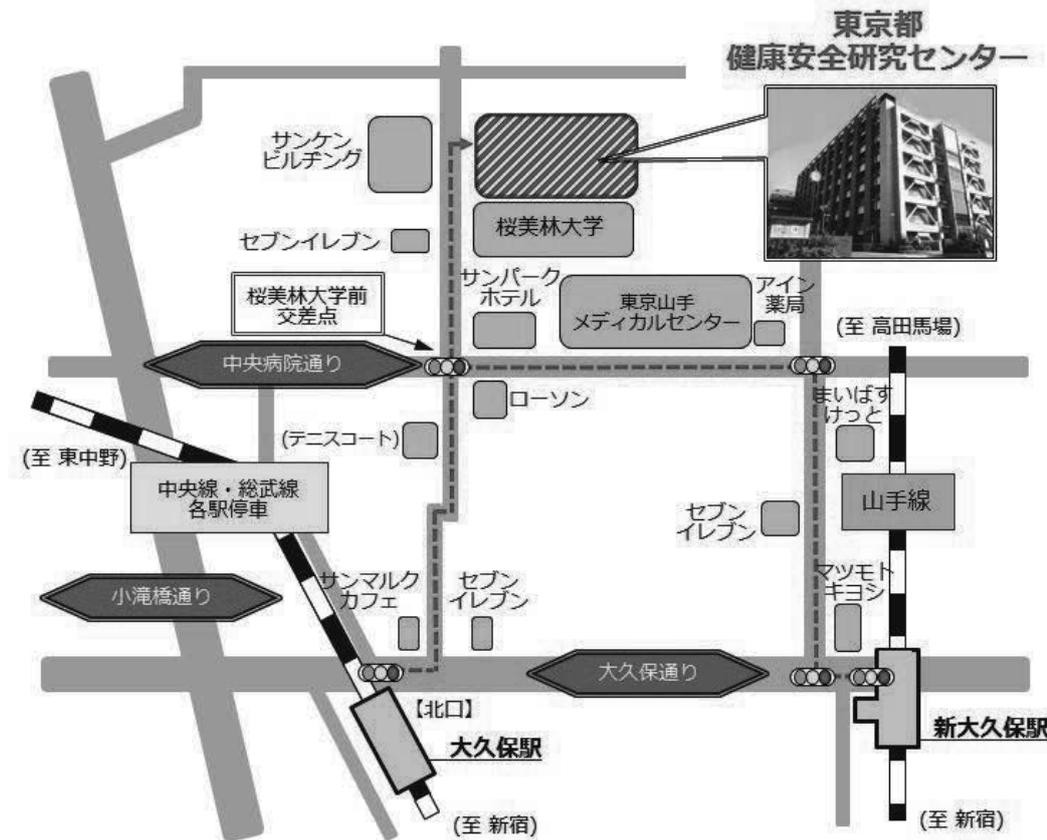
ファクシミリ：03-5937-1099

ホームページURL：

https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/touroku/

(検索サイトで「東京都の事業登録制度」と検索)

二次元バーコード



※ JR中央・総武線 大久保駅 北口 徒歩約8分

※ JR山手線 新大久保駅 徒歩約10分

写真が入った地図も当センターのホームページに掲載しています。ご参照ください。

<https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/files/koutsu/photomap.pdf>

登録番号（6）18

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」
建築物事業登録営業所講習会資料

令和6年11月発行

編集・発行 東京都健康安全研究センター広域監視部
建築物監視指導課建築物衛生担当
新宿区百人町三丁目24番1号 東京都健康安全研究センター 本館2階
電話番号 03-5937-1058（直通）

印刷 株式会社まこと印刷
港区白金台二丁目11番5号
電話番号 03-6230-9590

再生紙を使用しています。

リサイクル適性[®](A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。